

(様式2の2)

【募集時】勤務条件明示書

所属名	千葉県消費者センター	
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号	
任期	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
勤務場所	(採用直後) 千葉県消費者センター 船橋市高瀬町66-18	(変更の範囲) 変更なし
業務内容	(採用直後) ・消費生活相談情報カード記載内容の適正処理業務 ・相談の補助業務 ・PIO-NETの検索業務 ・面接面談の受付、湯茶の給仕業務 ・文書の收受、発送、電話の取次ぎ業務 ・その他庶務業務	(変更の範囲) 変更なし
勤務時間	週4日29時間(8時30分～17時(週3日)、8時30分～15時(週1日))	
時間外勤務の有無	無し	
休憩時間	正午～午後0時45分	
週休日・休日	週休日 千葉県消費者センター所長があらかじめ指定する日(土曜日勤務あり) 休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12月29日～1月3日)	
報酬等	<p>1 報酬 月額 168,800円～188,400円 ※上記は令和7年度の額。8年度は変更の可能性があります。 ※報酬額は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。</p> <p>2 通勤手当に相当する報酬 <input checked="" type="radio"/>・無</p> <p>3 期末・勤勉手当 <input checked="" type="radio"/>・無</p> <p style="text-align: center;"><u>期末手当の額</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">期末手当基礎額(168,800円～188,400円)に支給率(6ヶ月期・12ヶ月期ともに126.25/100)及び在職期間別支給割合(30/100～100/100)を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;"><u>勤勉手当の額</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">勤勉手当基礎額(168,800円～188,400円)に支給率(6ヶ月期・12ヶ月期ともに106.25/100)及び在職期間別支給割合(5/100～100/100)を乗じて得た額</p> <p>※期末・勤勉手当基礎額及び支給率は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。</p> <p>4 退職手当なし 5 昇給なし</p>	
社会保険	厚生年金保険、地方職員共済組合、雇用保険に加入	
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償	

条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 ・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 ・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
その他	<p>地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。 『服務規律の一例』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止(第33条) ・秘密を守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第35条) <p>受動喫煙対策 敷地内禁煙</p>